

初期契約解除に関するご案内

本書面では初期契約解除に関する内容についてご説明いたします。

■ 対象サービス(個人による契約が対象であり、法人による契約の場合は対象外)

・コーデック光 戸建てタイプ	・コーデック光 従量プラン
・コーデック光 マンションタイプ	

■ 対象となる契約

- ・新規申込、「転用申込」、「品目変更（光回線プラン変更申込）」、「サービスメニュー変更申込」
- ・品目変更、サービスメニュー変更を使わない移転は対象外

■ 概要

- (1) お客さまが本書面を受領した日から8日以内に、弊社へ契約解除をお申込みいただくことで、対象サービスの初期契約解除を実施できます。
- (2) 初期契約解除の場合、解約金等は請求いたしません（既に解約金をお支払いいただいている場合は、解約金等を返金します）。
- (3) 転用した対象サービスが初期契約解除となり、お客さまが光サービスの再利用もしくは他事業者提供サービスに乗り換える場合、NTT東日本とフレッツ光の新規契約をしていただく必要がありますのでご注意ください（再契約時に契約料や新設工事費等が発生する可能性があります）。

■ お客さまにお支払いいただく費用等について

- * 契約解除までにご利用いただいた料金および、同時に契約解除となるその他サービス利用料金（通話料含む）および事務手数料や工事費等が発生した場合はお客さまでご負担いただきますことをご留意ください。（※1）
- * 対象サービスの契約料および工事費等、対象サービスの提供に通常要する費用が発生した場合は、以下の一覧に記載のある請求上限金額の範囲で請求させていただきます。既に、請求上限金額を超えた金額をお支払いいただいた場合は、上限金額との差額を返金します。
- * 弊社オプションサービスに加入している場合は、初期契約解除制度とは別途で解約手続きが必要となります。

請求上限金額が適用される費用	請求上限金額
契約料	3,000円
派遣を伴う戸建住宅向けの工事費	25,000円
派遣を伴う集合住宅向けの工事費	23,000円
派遣を伴わない工事費	2,000円
土休日工事費	3,000円
夜間・深夜の割増料金	10,200円

※配線経路構築工事、時刻指定工事、LAN配線工事、オプションサービス等の工事費、その他対象サービスの提供に通常要さない工事の費用は、請求上限金額の対象外です。

- ※1 サービス利用料金（定額制もしくは定額部分については開通後から初期契約解除申告日前日までの日割料金、従量部分については初期契約解除に係る工事完了までにご利用いただいた料金）および工事費等（品目変更の注文を初期契約解除された場合は、品目変更前のサービスにお戻りする場合は工事費を含む）に関してはお客さまでご負担いただきます。

■ お申込み方法等について

- * 初期契約解除をご希望される場合は以下の「初期契約解除のお問い合わせ・ご連絡先」へお電話いただくか、以下の必要事項をご記入・ご確認のうえ、弊社が指定する「初期契約解除通知書」の宛先まで、ご送付をお願いいたします。（簡易書留等が確実です。）お申込み書面は弊社公式ホームページ（<https://www.w-codec.co.jp>）より専用様式のダウンロードも可能です。
～記入事項～
- (1) 初期契約解除を希望する旨
- (2) 「開通のご案内」に記載されている「ご契約者名」「ご利用場所住所」「お客さまID」
- (3) お客さまのご連絡先
- (4) お申込みいただいたサービス名
- (5) 本書面を受領年月日
- (6) 初期契約解除申告日（「初期契約解除通知書」送付前にお電話で申告をいただいたお客さまはお電話した日にちを記載願います。）
- (7) 「初期契約解除に関するご案内」に記載している事項について了承している旨
- * 初期契約解除通知書をご送付の際は、必ず、ご本人であることが確認できる公的機関が発行する証明書（運転免許書、パスポート等）の写しを同封願います。
- * お客さまの控えとして、「初期契約解除通知書」をコピーいただき保管願います。

■ その他留意事項

- (1) 弊社または弊社の代理店が初期契約解除に関する事項について、事実と異なる虚偽の説明をしたことにより、お客さまがその内容を事実と誤認し、これによって8日間を経過するまでに初期契約解除を実施できなかった場合、弊社から再度送付する書面を受領した日から起算して8日間は初期契約解除を行うことが出来ず。
- (2) 初期契約解除をされた場合、「対象サービス」のオプションサービスや付加機能も自動的に契約解除となりますが、他の事業者が提供するサービス等、自動的に契約解除とならないサービスがありますので、お客さまより解約または初期契約解除のご連絡をいただきますようお願いいたします。
- (3) 他の事業者が提供するサービスの契約解除については提供事業者へご連絡ください。
- (4) 「対象サービス」と他の事業者のサービスまたは弊社の初期契約解除対象外サービスの変更を初期契約解除する場合、変更後のサービスから変更前のサービスへの原状復帰はいたしません（工事費を請求いたします）。

初期契約解除のお問い合わせ・ご連絡先	【電話】 0800-800-8979 [09:30～17:30（土日祝日年末年始を除きます）] ※上記以外の休業日については、弊社ホームページにてお知らせいたします
初期契約解除通知書送付先	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西11丁目4-174 53山京ビル2階 コーデック光受付センター 行

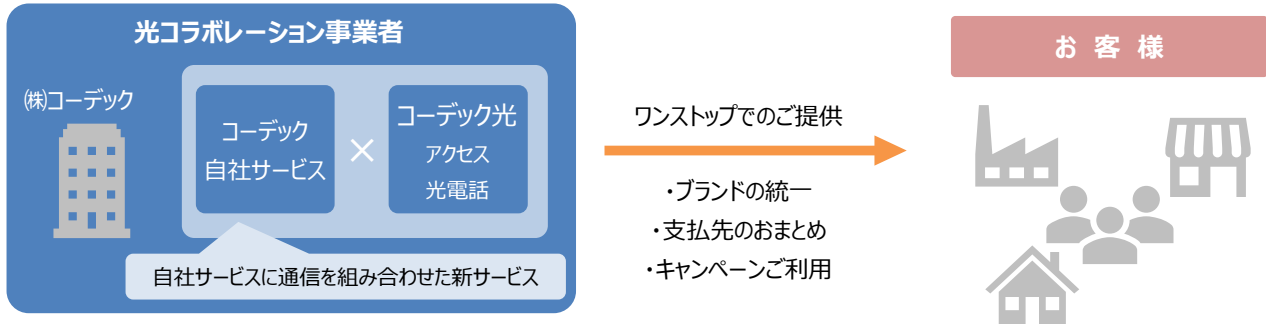
光コラボレーション、転用のご説明

光コラボレーションとは

NTT東日本様よりフレッツ光などの提供を受けた事業者様が、自社サービスと光アクセスサービス等を組み合わせて、オリジナルのサービスをご提供するモデルを、「光コラボレーションモデル」と呼びます。

※本モデルによりサービスを提供する事業者様のことを「光コラボレーション事業者様」と呼びます。

※光コラボレーション事業者様をご提供するサービスについては、お客様と光コラボレーション事業者様とのご契約になります。

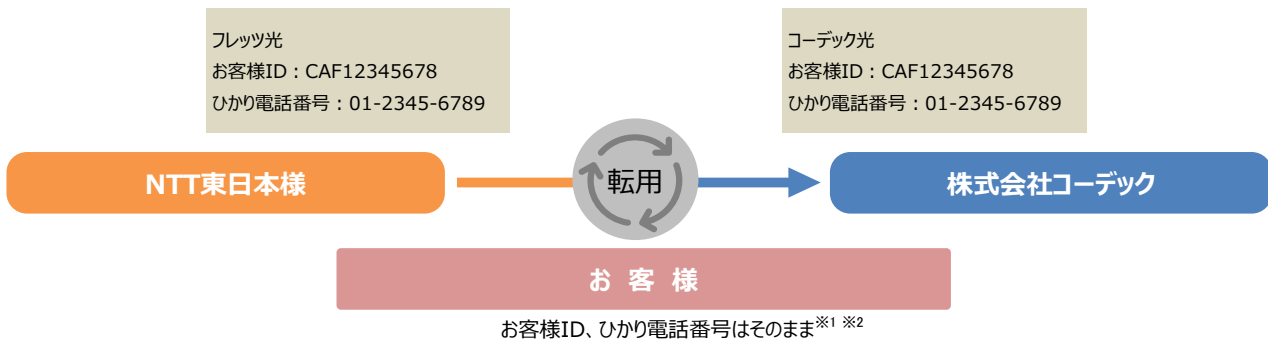


転用とは

NTT東日本様提供サービスをご利用中のお客様が「お客さまID」や「ひかり電話番号」はそのまま^{※1} ^{※2}で、光コラボレーション事業者が提供するサービスに切り替えることを「転用」といいます。

光コラボレーション事業者からのご提供に切り替わるサービスは、光コラボレーション事業者とのご契約に変更となります。

転用のお手続きは、NTT東日本様および、光コラボレーション事業者とのお手続きが必要となります。

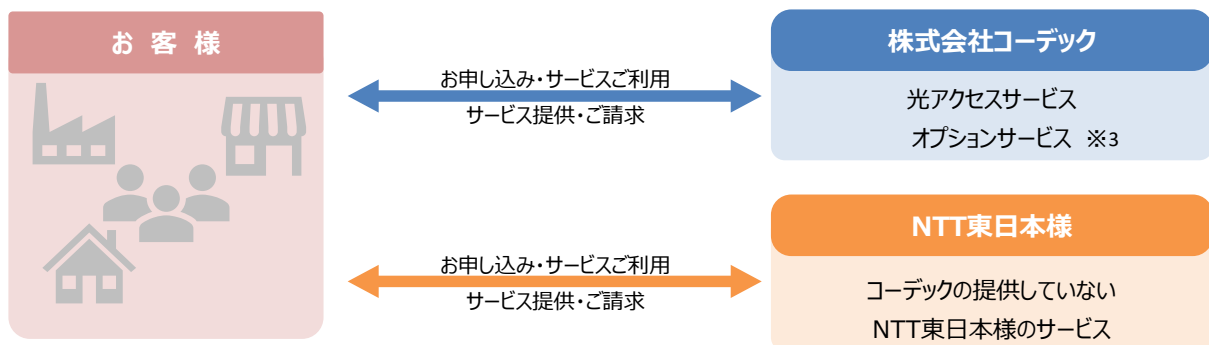


※1 転用と同時に光アクセスサービスのタイプ変更・移転等が伴う場合、お客様ID・ひかり電話番号の変更や、工事が発生する場合があります。

※2 転用に伴い、プロバイダサービスのコース変更が必要となる場合があります。その際に、プロバイダサービスの月額利用料等が変更になる場合や、プロバイダが提供しているキャンペーン等が終了または変更となる場合がありますので、ご利用中のプロバイダへご確認ください。

NTT東日本様サービスとの併用について

光コラボレーション事業者とNTT東日本様のみ提供されているサービスを同時にご利用することも可能です。



※3 光コラボレーション事業者が提供するオプションサービス（転用対象サービス）は、NTT東日本様から直接の提供はできません。